

2. 住まい・暮らし



新生活・住まいづくり応援助成金

天栄村では、転入する若者世帯の住宅取得等を応援します。

助成の対象及び要件

- 1 世帯主が 40 歳未満の婚姻世帯、又は世帯主が 40 歳未満で中学生以下の子供がいる世帯、同じく父子・母子世帯。
- 2 村外から転入した若者世帯。(世帯員すべてが転入の日の前日まで 1 年以上継続して村外に居住していた世帯)
- 3 天栄村の住民基本台帳に登録がされ、かつ自ら所有する住宅(本助成金の対象住宅)に引き続き 5 年以上居住すること。(5 年未満の場合は返還措置があります。)
- 4 新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が 55 ㎡以上であること。
- 5 住宅の工事請負契約締結日又は売買契約締結日から起算して 60 日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること。
- 6 その他「天栄村新生活・住まいづくり応援助成金交付要綱」に適合すること。

助成金額

※対象経費の 2 分の 1 以内又は下表により算出した額のいずれか低い方の額

区分 建物要件	基本額 (単位：万円)	加算額 (単位：万円)			
		転入者	2・3 世代 同居・近居	子育て世帯 中学生以下 1 人につき 10 万円 (上限 30 万円)	村内業者で 建築 又は増改築
新規住宅取得	50	50	20	10	20
中古住宅取得	20	50	20	10	20
2 親等以内の 親族が居住中の 物件で、 増改築後に同居 する転入世帯	10	10	10	10	10

助成対象者が住宅を共有する場合には、持分を乗じて算定します。
 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となる場合には、併せて実施します。
 県の事業に該当するときは、本村の場合で最大 90 万円の補助が加算されます。

お問い合わせ先：建設課 管理係

TEL : 0248-82-2110 FAX : 0248-81-2477

空き家バンク

天栄村では、村内の空き家の有効利用を通して移住促進による定住人口の増加を図ることを目的に、空き家バンク制度の利用を推進しています。所有者等から空き家に関する登録の申し込みを受け、登録を行った空き家情報の一部を公開するとともに、利用登録を行った方々に対し、情報提供を行う制度です。空き家の有効活用やお悩み相談、空き家を貸したい、空き家に住みたい等のご要望などお気軽にご相談ください。



- 空き家を売りたい
- 空き家を貸したい
- 解体して、売却したい
- 管理をして欲しい



手放したい



利用したい

- 空き家を買いたい
- 福島県・天栄村に住みたい!
- 福島県・天栄村でお店をはじめたい!

ご相談ください



総合相談窓口

協力



天栄村



天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会

連携・仲介

不動産業・司法書士・建築業・土木業など

福島県・天栄村への移住・定住・居住をお考えの方はぜひ、空き家バンクをご利用ください。物件の確認など、利用を希望される方は申請が必要となります。

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策係

TEL：0248-82-2333

FAX：0248-82-2718

空き家改修事業等補助金

空き家バンクへの物件登録を促進し、住環境の向上並びに村内事業者の活性化を図るため、空き家バンクに登録した所有者がその所有する空き家において改修工事や残存する家財の処分を行う場合に、村が予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象者

補助金の対象者となる者は、所有者又は利用者であって、次に掲げる条件をすべてを満たす者とする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者又は利用登録者である者。
- (2) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸又は無償での使用ではないこと。
- (3) 改修工事完了から起算して5年間空き家の転売及び処分を行わないことを宣誓していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に村税等の滞納がないこと。
- (5) 地域活性化の推進に協力する意思を有していること。

前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- 本人及び同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者。
- その他村長が適当でないとして認めた場合。

補助対象となる空き家

補助対象となる空き家は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 村内に存在すること。
- (2) 入居予定者がおり、売買契約及び賃貸契約が締結された物件であること。
- (3) すでに入居者がいて、申請する場合、売買契約又は賃貸契約が締結されて3ヶ月以内の物件であること。
- (4) 補助金の申請年度内に改修等及び実績報告が完了すること。

補助金の額

補助金の額は、次の区分に応じ、定める額とする。

この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 改修工事：費用の2分の1に相当する額又は、150万円のうちいずれか少ない額ただし、村内施工業者で工事を行った場合は、積算した額に20万円を加算するものとする。
- (2) 家財処分：費用の2分の1に相当する額又は、10万円のうちいずれか少ない額。

※この補助金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、天栄村空き家改修事業補助交付申請書に、次に掲げる書類等を添えて、改修等の着工前に村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の所有者（利用者）であることが確認できる書類（契約書・登記事項証明書など）
- (2) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書・設計書。
- (3) 補助対象事業予定箇所の現況写真。
- (4) 補助対象事業に係る所有者の同意が得られたことを証明する書類（入居者及び入居予定者のみ）
- (5) 申請者の村民税等の滞納のない証明書。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類。

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策係

TEL：0248-82-2333

FAX：0248-82-2718

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

天栄村は新エネルギー導入促進の一環として住宅用太陽光発電システムの導入を推進し、新エネルギーに関する村民意識の高揚を図り循環型のまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金を交付します。

補助金の交付対象

補助金の交付を受けようとする者は、自ら居住する又は居住しようとする村内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置しようとする補助事業者が、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに対し、交付するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下3桁未満は四捨五入。）とする。）が10kW未満の太陽光発電システムであり、電力会社と電力受給契約を締結した者であること。
- (2) 対象システムは別表に掲げるものとし、設置に関してこの要綱に違反していないこと。
- (3) 未使用であるもの。（中古品は対象外とする。）
- (4) その他別に定める要件に適合すること。

別表

太陽電池モジュール
架台
接続箱
直流側開閉器
インバータ
保護装置
発生電力量計
余剰電力販売用電力量計
配線・配線器具の購入・据付 工事に関する費用

補助金の額

補助金の額は、設置する太陽電池の最大出力の値（kW表示とし、小数点以下3桁未満については四捨五入）に3万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限は12万円とする。

交付の申請

補助金の交付申請をしようとする補助事業者は規則の規定により天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書を提出しなければならない。規則で規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) システムの仕様書。
- (2) システムの設置に要する費用の内訳が記載された書類。
- (3) システムを設置しようとする場所の工事着手前の写真。
- (4) 補助事業者の村税等完納証明書。
- (5) その他村長が必要と認める書類。

実績報告

補助事業者は規則の規定により天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書を提出しなければならない。前項の規定にかかわらず次の書類を添付のうえ、提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費にかかる領収書の写し。
- (2) 対象システムの設置状況が確認できる写真。
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し。
- (4) 単線結線図。
- (5) その他村長が必要と認める書類。

お問い合わせ先：産業課 商工観光係

TEL：0248-82-2117 FAX：0248-82-2718

高齢者住宅改修事業補助金

補助の対象

- (1) 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 村内に住所があり、かつ居住する65歳以上の高齢者等で、介護保険の要介護認定において非該当の者。
- (2) 当該世帯の生計中心者の前年所得が、児童手当法に規定する所得制限限度額以下の世帯に属する者。

補助額

助成金の額は、村長が認定した住宅改修工事に要する費用の10分の9以内で、18万円を支給限度とする。

- (1) 本事業の助成は、1世帯1回限りとする。ただし、助成金の額が18万円未満の場合はこの限りでない。
- (2) 助成金の支給方法は、次のとおりとする。
- 1 償還払 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が住宅改修工事に要する費用を事業者に全額支払った後、申請者に助成金を支給する方法。
 - 2 受領委任 払申請者が住宅改修助成事業助成金の受領を事業者に委任した場合において、事業者に助成金を支払う方法。

お問い合わせ先：住民福祉課 福祉係

TEL：0248-82-2115 FAX：0248-81-1008

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

補助の対象

農業集落排水事業の区域以外の地域（別荘地を除く）において、一般住宅（店舗等との併用住宅については、住宅部分の延床面積が2分の1以上であること。）に合併処理浄化槽を設置しようとする定住者。

補助額

設置費補助限度額

区 分	人槽区分	補助限度額
単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換又は東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽の入れ替えて、既存の建物の一部又は全部が残される場合	5人槽	352,000円
	6～7人槽	441,000円
	8～10人槽	588,000円
新築及び更地にした上での建て替えの場合	5人槽	177,000円
	6～7人槽	220,000円
	8～10人槽	294,000円

※併用住宅等で11～50人槽の合併処理浄化槽を設置する場合は、一般住宅の人槽算定が最大で10人槽であることから、8～10人槽に該当するものとする。

撤去費補助限度額

区 分		補助限度額
単独処理浄化槽撤去	撤去した跡地を合併処理浄化槽設置のために活用する場合	45,000円
	上記以外の場合	30,000円
合併処理浄化槽撤去	東日本大震災により使用不能となった浄化槽を撤去する場合	30,000円
汲み取り便槽撤去		30,000円

※新築及び更地にした上での建て替えの場合は、補助対象外とする。

お問い合わせ先：建設課 管理係

TEL：0248-82-2110 FAX：0248-82-2477